

生命操作と人権

立木 教夫

目 次

1. はじめに
2. 生命操作
 - (1) 生の操作
 - ① 遺伝子組み換え
 - ② 人工受精
 - ③ 胚移植
 - ④ クローニング
 - (2) 死の操作
 - ① 人工流産
 - ② 新生児の安楽死
 - (3) 生命操作の未来
 - (4) 問題点の要約
3. ディスカッション
 - (1) 生命の権利とは
 - (2) 生命の権利を問う二つの観点
 - ① 具体的見解2例
 - ② 胎児に人権を認める場合の問題点の第1……人間生命がスタートするのは

いつからか

- ③ 胎児に人権を認める場合の問題点の第2……諸々の影響
- ④ 親の権利を重視した場合の問題点の第1……生命の尊厳を侵す可能性
- ⑤ 胎児に人権を認める場合の問題点の第3……「生命の質」に関する議論が難しくなる
- ⑥ 胎児に人権を認める場合の問題点の第4……更に困難な問題を導入する可能性もある
- ⑦ 親の権利を重視した場合の問題点の第2……胎児が成長した時点で問われる責任

4. むすび

1. はじめに

古来人類はいろいろな形で人間の生命操作を行なって来たと言える。例えば、病人遺棄、堕胎、殺児、殺老などがすぐ思いつく。これらの問題を現代の道徳観、倫理観からながめるならば、非人間的行為ということになるが、しかし、歴史的状況でとらえるならば必ずしも非人間的とばかりは言えない問題を含んでいる。

これと同様の生命操作の問題は現代においても存在しているが、状況が全く異なる。人の命は地球より重いというのが現代人の生命観であり、あらゆる人間には生まれながらにして基本的人権が認められており、それを保障されることになっている。

しかし現実には、これほど大切な人の生命を対象として、生命操作が行なわれているのである。ある場合には生の操作であり、ある場合には死の操作である。特に現在は、生命科学に基礎づけられた技術的發展を契機として、多くの良い面、悪い面が一挙に吹き出して来て、明快な価値判断を下せない状況にある。

今、我々は生命操作という問題を通して、人間とは、人間の生命とは、人間の生命に対する権利とは、というような重大な問題の道徳的解決を求めら

れている。この問題はこれからの人類が背負って行かなければならない課題を象徴しているようであり、万人を納得させうる答など容易に見つかりはしないように思われる。本論文は、この問題の考察を行なうための第一歩である。まず、議論に先立ち現代の生命操作の状況を概観し、その後で生命の権利という問題を、胎児に人権を認める場合と、親の権利を重視する場合について比較しつつ、生命操作の包含する問題点を論ずることとする。

2. 生命操作

(1) 生の操作

① 遺伝子組み換え

生物体の生命活動は、遺伝子を組み換えることにより直接的に操作できることが明らかになった。この場合、実験はたとえ大腸菌を用いて行なわれていようと、そこで明らかにされた知識の多くは人間にもあてはまり、直接人体実験を行なわなくとも、着々と人間に適用できる遺伝子操作の知識が集積されつつある。すでに遺伝子工学の技術によれば、「もう二、三年もすれば、もし日本人の両親が金髪碧眼の子が欲しいとか、西洋人の両親が将軍的な武士のような子が欲しいという要求があれば相応の遺伝子を組み入れるくらいのことは、技術的に可能になる」という。このような技術を用いて遺伝子組み換えを人間で行なう場合、最も有用と考えられているのが遺伝病の治療である。すでにそのような試みは四度程行なわれており、つい最近(1980年7月)でも、カリフォルニア大学ロスアンジェルス校教授マーチン・クラインが、イスラエルとイタリアでサラセミア(地中海貧血症)患者に遺伝子治療を行なった⁽¹⁾。サラセミア患者の状態というのは、ヘモグロビンの一成分であるβグロビンの遺伝子が異常なため、βグロビンが作れず、輸血のくり返しで辛うじて生存できるというものである。このような病気をなおしたいという目的には何ら批難の余地はない。しかし、クライン博士は、NIH(U.S.National Institute of Health)に許可を求めず外国で実験を行なったこと、また、十

分な動物実験を行わずに人体実験に着手したという理由で批難されている。実験結果については今までのところ、患者に不都合な症状は何もあらわれていないという。

この技術は未だ完成したものではなく、そのメリットおよびデメリットについては多くのことが論じられている。遺伝子治療が可能になり、今まで不治の病とされてきた遺伝病に治療の可能性が開けてくるならそのメリットははかりしれない。これが遺伝子操作を推進する上での最大の道義的理由である。一方、デメリットとしては、実験結果の影響が、個体一代にとどまらず子孫代々にまで及ぶことであり、その影響がはたしてプラスなのかマイナスなのか進化論的タイムスケールでみてみないとわからないことである。遺伝子操作を大々的に行なうと、いつのまにか人類の種としての生命が弱体化し人類が滅亡してしまうことにもなりかねないともいわれている。

② 人工受精

技術的に生殖過程に介入し、受精を助ける人工受精は、不妊夫婦の治療法として広く受け入れられている。この方法で子孫を得るのは個人の価値観の問題であるとされているが、あまりこの点を前面に押し出しすぎると人間観や倫理、道徳との関係において問題が生ずる。

アメリカでヘルマン・J・マラー精子銀行 (Hermann J. Muller Repository for Germinal Choice) が作られ、遺伝学者マラーの積極的優生学の実現をめざして計画を推進することになった。すでにノーベル賞受賞者に精液提供者の的を絞り、5名から集め、これを3名の特に知能指数の高い女性を選んで受精した⁽³⁾。母親の自由意志で精子選択を行なうという形をとり、頭脳に注目した優生学的実験を行なったのである。これは治療の域を出た人工受精であり、生命のデザインに道を開くものである。

人工受精が広く行なわれるようになったため、いろいろな形での応用が試みられるようになった。その一つとして、貸腹ということが問題になっている。そこでこの問題を見ておくことにしよう。エリザベス・ケイン夫人(偽名)にはすでに3人の子供があるが、ケンタッキー州在住のリチャード・レ

ヴィン医師の口ききで、一万ドルの代償と引きかえに貸腹を引き受けた。レヴィン医師は、百人からの貸腹志願者をかかえており、「我々のやっていることに對し、何ら道徳的、倫理的問題など感じていない」と言いきっている。ケイン夫人も身ごもった胎児との関係を、「このお腹の子はお父さんの子です。私は頼まれてお腹を貸しているだけです」と言っている⁽⁴⁾。生命のリプロダクションにおいて親の権利をどれだけ認めるか、その基準が問われているのである。

③ 胚移植

1978年7月、イギリスで試験管内受精→胚移植→出産というプロセスを経て体外受精児が誕生した。1981年6月22日までに9名(インドのケースは含めていない)誕生している。イギリスで2名、オーストラリアで7名である⁽⁵⁾。

人間の胚移植は、輸卵管の閉塞などにより自然の方法では子供を持たない女性の治療を目的としており、家畜育種学における胚移植技術のほんの一部を利用したものである。人間は哺乳類に属しているから牛やウサギ等の哺乳類で可能性の示されたことなら大体人間にもあてはまると言われている。ある研究者によれば、人間の胚を牛の腹に移植し、妊娠期間をゆったりと二年位に引きのばすと、人体内よりもよい胎内環境をつくるとかいう可能性が示唆されている。またあるいは、人工子宮により女性を長い妊娠から解放しようという構想を抱いている人もいる。

精子銀行同様、卵子銀行が設立される日もそう遠くはないとされている。たとえば、AID(Artificial Insemination by a Donor)、つまり、夫以外の精子提供者の精子により人工受精した受精卵を卵の提供者以外の不妊で悩んでいる女性に移植することも可能であるし、更に人工子宮が完成すれば、受精卵を人工子宮で育てることも可能になる。こうなると人間の親子のつながりは、遺伝的にも、社会的にもばらばらになってしまうだろうといわれている。

④ クローニング

クローニングとは、体細胞の一部を使って、生殖過程を経ずにもとの個体

と遺伝的に同一の個体を作り出す技術である。この手法は高価な蘭の増殖では実用化されており、魚でも実用化まであと一歩というところである。⁽⁶⁾より高等な動物でもクローニングに成功したものがある。1952年ロバート・ブリッグズとトーマス・J・キング両博士は、カエルのクローンを作ったし、⁽⁷⁾1981年に入ってからカール・イルメンゼー博士らによるクローンマウスの成功が報じられた。人間のクローニングは未だ行なわれていないが、すでに「やろうと思えばできるようになる」⁽⁸⁾段階にあるという。

クローニングカエルが作られた時点で、J・D・ワトソン博士は、「クローン人間製造への動き」と題する論説を発表し、クローン人間製造の可能性、手法、それにとまらぬ倫理的問題を論じた。結論として、カエルで行なわれた実験をヒトで行なうことはすでに可能であり、それをどのようなケースなら実施が許されるのか具体的検討を開始すべき時期に来ていると力説した。⁽⁹⁾その後、カエルより更にヒトに近いマウスで成功したことにより、クローン人間の可能性はより一層現実味を帯びて来たといえる。

なぜクローン人間を作るのかという理由は研究者ごとに異なるが、特に独創的なものをいくつか紹介してみよう。カリフォルニア大学ロスアンゼルス校のエロフ・アクセル・カールソン教授は、クローニングにより歴史的人物と同一の遺伝子型をもつ人間をつくらせようと考えている。たとえばツタンカーメンのミイラからツタンカーメンを生き返らせようというわけである。また、スタンフォード大学のジョシュア・レダーバーク博士は遺伝的に同一の人物を多数つくり出せるようになれば、その人たちを様々な環境下に置き、人間性がどの程度まで可塑的なものか測定可能になるし、遺伝か環境かという従来からの論争にも決定的な答が出せるようになると考えている。また、各人のコピーをあらかじめつくっておくことにより、臓器移植などが必要になった場合でも拒否反応なしに移植が可能になるだろうと考えている。この外にも、まだまだ不気味なことを考えている人がいる。⁽¹⁰⁾

アメリカの市民権運動家や法律家たちは、クローン人間の人権を検討しはじめている。仮にクローン人間が単なる生命のカーボンコピーにすぎないと

見下されるようになれば、必ず差別が生じるだろうし、失敗作の処置をめぐっては、従来、人権として抱いてきた観念も根本からひっくり返ることになるかもしれないとしている。⁽¹¹⁾

(2) 死の操作

① 人工流産

細胞培養技術の進歩に伴い胎児の染色体や遺伝子の検査が可能となった。先天異常があるかないかは羊水中に浮かんでいる胎児の細胞を培養し検査することによりわかる。先天異常が判明した場合、胎児の両親と医師が相談し、生むかどうか決定することになる。

まず、つい先頃行なわれた選別出産の例を示そう。ニューヨークのマウントサイナイ病院のトマス・ケレニー教授らは、40歳の高齢初産の婦人の依頼で羊水穿刺検査を行ない、双子も一方が染色体異常でダウン症候群とわかったため、相談の結果、母体内にいるまま心臓に針を刺し殺した。正常な胎児の方は四ヶ月後に無事出産し、その後も何ら異常はない。⁽¹²⁾

一方、「不妊症の患者さんで、10年間、子どもができない。ダウン症候群でもいいから子どもがほしいという人がいるんですね」と日赤医療センター婦人科部長、野末源一氏が述べているようなケースもある。

生むか生まないかの最終決定権は両親に認められているのである。

② 新生児の安楽死

両親、医師ともに赤ん坊に「意義ある生命」の可能性が全くないと結論した場合、特殊治療が打ち切れ、自然淘汰されるにまかされるという方法が一般化しつつある。たとえばエール市ニューヘイヴン病院では、1970年から72年の間に乳児43名が特殊治療を打ち切れ死亡した。南カリフォルニア大学医学部のジョージ・ホッジマンは「赤ん坊が希望のもてない重度の奇型児だとわかったら私はその生命を引き延ばす処置はとらない」と述べている。⁽¹³⁾一方、京都の堀川病院副院長、早川一光氏は子どもの生きる権利を強く主張し、「とにかく、生きて生きて生き抜かせていく。医者は医者として、看護

婦は看護婦として、保健婦は保健婦として、ボランティアはボランティアとして全力をあげて家族を激励する。そういう人間のコミュニケーションが大事。ひとつの人間の灯を消すまいとして努力をする、たくさんの人間のかかわり合い」の重要性を説いている。このように生命操作に関する見解はまちまちである。

実例をかかげよう。米国イリノイ州ダンピルのレークビュー病院内科医ロバート・ミュラー氏と夫人で看護婦のパメラさんの間にシャム双生児が生まれた。この子どもは、腰の上に上半身が二つつき、胃腸は共有しており、足は3本、うち1本は指が7本あるという重度の奇型であった。7時間に及ぶ難産のはてに生まれた赤ん坊は仮死状態であった。産科医は看護婦に人工呼吸や特別の手当てをしないように指示し、その場にいた両親も反対はしなかった。赤ん坊は自分で呼吸をはじめたが砂糖水しか与えられなかった。5月13日にイリノイ州家庭福祉局に匿名の電話があり、係員がかけつけた時には4.4キロあった体重が2.7キロまでやせ細って衰弱し切っていた。その後、同局は赤ん坊を別の施設に移したため、双子はその後もし生き続けており、現在切り離し手術を待っているという。切り離しは一方の脳を所有する個体の死を意味することは明白である。

(3) 生命操作の未来

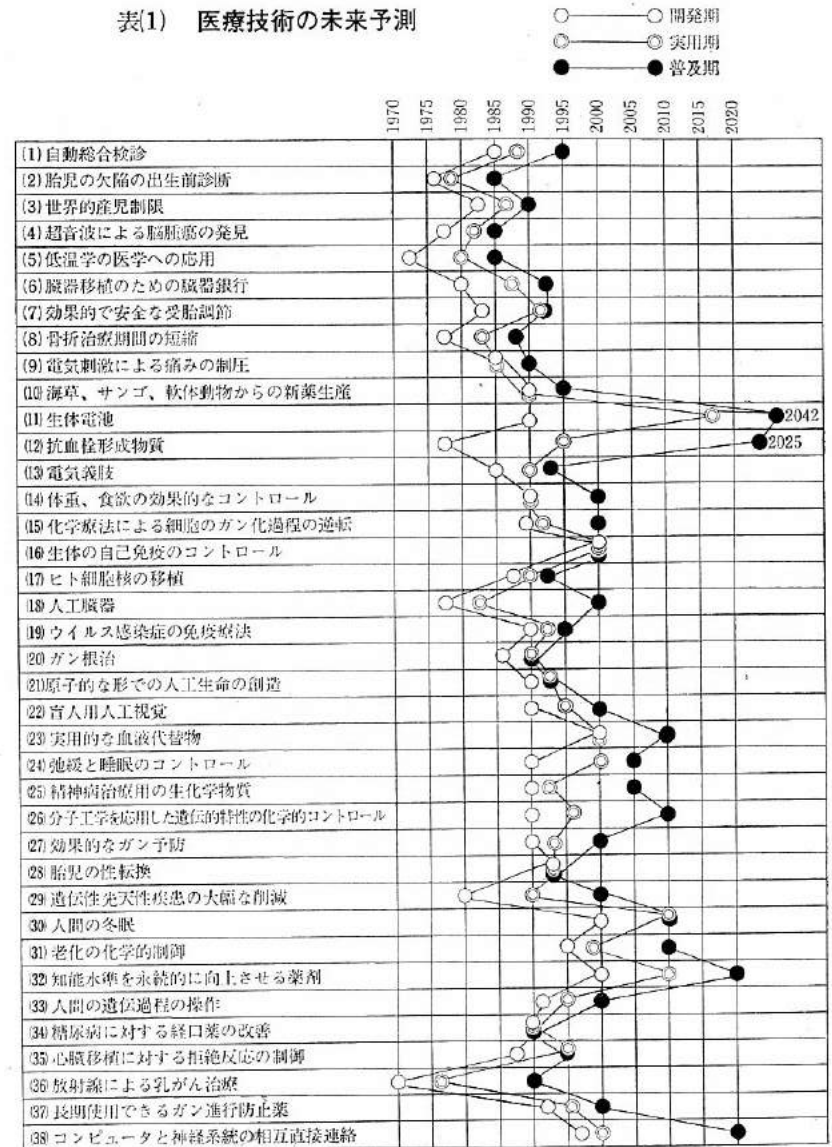
現在の段階では、生命操作がスタートしたばかりであるが、しかし、あと半世紀もたたないうちに医療技術として飛躍的發展が見込まれている。(表(1)参照)

たとえどれ程医療技術が進歩しようとも、その恩恵に浴することのできる人々は一部の人に限られる。このような時に、誰が、どのような基準で、誰を救うためにこれらの技術を使用するのかという倫理的・道徳的問題につきあたるであろう。

(4) 問題点の要約

各生命操作が提起している問題を要約すると次の二点になる。第一は、人

表(1) 医療技術の未来予測



日経マグローヒル1978年 (日経メディカルジャーナル1979年1月)

間存在の物質的、生物的基盤において解明された論理を人間に適用する際に問われる「人間の尊厳」の問題である。第二は生命を操作する側、操作される側、それと家族、社会、人類全体との間に生じるジレンマの道徳的解決の問題である。

3. ディスカッション

(1) 生命の権利とは

「世の中で人の生命ほど重大なものはない。これは、近代人の常識である。だから、生命は、古典的な人権の第一に尊重されるべきものとしてかかげられ、近代国家は、これを保障するための権力機構として発明された。」²³⁾

ところが現実には、それ程大切な生命を操作し、人為的に生命をスタートさせ、デザインする技術が開発され、また他方においては、人間として生きるに値しない生命には死の操作が加えられている。

このような状況において問われている問題は、人権として尊重すべき生命の権利とは何かということである。

(2) 生命の権利を問う二つの観点

この生命の権利を問う場合、2つの観点がある。第一は、操作を行なう側の権利であり、第二は、操作を受ける側の権利である。

人工受精、胚移植では不妊夫婦の治療、クローニングでは操作を行なう側の利益、人工流産では親の生む権利と生まない権利等が強く説かれ、生まれてくる生命の権利という観点が抜け落ちている。

この場合、操作されるのは精子、卵子、胚、胎児、新生児などであるからその人権をも問題にするにも解決しておかなくてはならない問題が多くある。しかし、人間に成長する可能性を有している生命の操作に対する親の決定権をどこまで認めるかは改めて問うべき問題である。

① 具体的見解2例

ここで、米国の生命法案に示された胎児に人権を認める見解と、一橋大学名誉教授で刑法学の植松正氏の親の決定権を重視する見解を比較しながら生命操作と人権のかかわりを論じてみよう。

米上院三権分立問題小委員会では1981年7月9日、3対2で可決された生命法案(Human Life Bill)は、「人間の生命は受精の瞬間に始まり、その時点から胚は人権をもつ」とするものであり、目下、米連邦議会において審議中であり、近く成立の可能性もあるという。²⁴⁾ この法案は生命操作の観点からすれば、操作される側の胚に人権を認めることにより、操作を非常に困難にするものである。

これとは対極に位置すると思われる考え方が、植松正氏から提出されている。植松氏の見解は次のようなものである。日本での人工中絶は、胎児の両親の合意さえあれば多くの医師は合法を仮装してたやすく実行するようになっているし、また現実の社会もこのような行為に対して、はなはだ寛容になっているという認識にもとづき、「出生前の生命(胎芽、胎児)の調節については、能う限り自由化すべきである」としている。これは、生命操作を行なう親の権利を重視する考え方である。

② 胎児に人権を認める場合の問題点の第1……人間生命がスタートするのはいつからか

いつから人間の生命が始まるかについてはいろいろな見解があり、科学はこれに対して解答を与えることができない状況にある。いくつかの見解を示しておこう。精子と卵子が受精して発生が開始した直後から人間の生命がスタートしたと認めるという説、受精卵が着床する6日目からという説、胎児が自力で動くことができるようになる第6週目からという説、あるいは脳波が検出できるようになる第12週目からという説、等々がある。²⁵⁾ しかも、これらの目安は検出技術の進歩により変化する可能性がある。生命法案は科学を援用して人間の生命が受精の瞬間にはじまるということを実事として認めようというのであるが、これは科学的には確定できないことであり、社会の通

念に照らしても受け入れがたいものをもっている。

③ 胎児に人権を認める場合の問題点の第2……諸々の影響

「生命法案のねらいは、『生命は受精に始まる』ことを“科学的”事実として公認しようとするところにある。そうなれば中絶は自動的に認められなくなり、非合法的に中絶を行なった女性と医師は殺人罪に問われることになるだろう。

だが、影響はそれに留まらない。

まず社会面では、殺人罪になる恐れはあっても、もぐりの中絶は急増するにちがいない。ある人は、この法案が成立すれば年間75万件の非合法的中絶が行なわれ、またそれと同数の“望まれない”赤ん坊が産まれて、福祉費用の急増を招くにちがいないとみている。

医学面では、第一に、もぐりの中絶の失敗から妊婦の死亡が増えるだろう(1960年代にはこのような死者が毎年200人以上に達していたが、1973年このかたは無視できるほどに減った)。第二に、医師は妊婦の治療を避けるようになるかもしれない。ガンや腎臓病、糖尿病などの治療が流産につながれば、責任を問われるからだ。第三、羊水穿刺による胎児診断は大幅に減るにちがいない。胎児そのものを治療できるとか、出産時に治療を準備するなどの手立てを取れる場合はよいが、診断→中絶の道は閉ざされるからだ。

受胎調節も制限を受ける。胚の着床を妨げる子宮リング(IUD)や“事後避妊薬”(morning-after pill)は、すべて殺人になってしまうのである。

一方、胚移植そのものは違法ではないが、それを試みる医師はいなくなるのではない。現在では、体外受精した胚のうち、胚移植つまり着床に成功して“試験管ベビー”が生まれる確率は数%程度にしかならないが、新しい生命法案によると九十数%の失敗は人殺しとみなされかねないのだ。

影響は研究面にも及ぶ。体外受精は胚移植の目的以外は一切認められなくなるので、ヒトの発生学が決定的な打撃を受けることが目に見えているのである。⁹³

④ 親の権利を重視した場合の問題点の第1……生命の尊厳を侵す可能性

たとえ先天異常があったとしても、中絶が認められない生命法案に対し、親の生む生まないの権利を保障する考え方は、一方において先天異常児の出生を減少させることになろうが、他方においては親に重い責任を押しつけることにもなりかねない。つまり、「あれだけいったのに生んどいていまさらとか、生まれてきたのは医療の間違いではなくて、あんたたちの間違いだ⁹⁴というように押しつけていく可能性が、ないとはいえない」と指摘されているようなことが現実化しないともかぎらないのである。このように胎児の調節を自由化するにしても、事前に社会の機構を充実させておかないと多大な社会的影響が現れてくることは明白である。

親が生命操作の権利を乱用するようなことになれば、重大な問題が発生することになる。たとえば、男女の生みわけなどで、男子がほしいから女子の場合は調節するとか、女子がほしいから男子なら調節したいとかいうことも行なわれるだろうし、軽度の異常でも調節したいとか、避妊を行わずに妊娠したからといって調節するというにまで道を開くことになる。このようなことは、人間生命を軽く見る風潮をつくり出すようになるだろう。

⑤ 胎児に人権を認める場合の問題点の第3……「生命の質」に関する議論が難しくなる

アメリカの生命法案の場合、「生命の質」の問題は問えないことになるだろう。たとえ受精後できるだけ早い時期に何らかの検査が可能となり、異常が判明しても、調節はできないことになる。それとも、「生命の質」に応じて重度の先天異常、たとえば無脳症などの場合は例外とするのであろうか。あるいは例外は許されないのだろうか。もし許すとすれば、あらゆるケースをとりあげ、症状に従って「生命の質」を判定し、ある場合には人間として、またある場合には人間に準ずる生物として判定しなくてはならなくなる。もし人間に準ずる生物ということになったなら、この場合、人権という観念に例外をもうけることになる。例外の判断を下すのは医師であろうか。

法律家であろうか。また例外を許さないとする場合、それぞれの先天異常を有する人の人権を保障していかななくてはならない。しかし一体どのような行為が人権を保障したことになるのであろうか。自分の意志を有し、自分の気持を表現できる場合はよいが、意識を有しないような重度の場合はどうなるのであろうか。

あるいはまた、次のような場合も必ず起こってくる。胎児と母親の生命のどちらか一方しか救えないというような難しい場面における生命の選択である。このような場面においては生命法案は非常な足かせになるだろう。

⑥ 胎児に人権を認める場合の問題点の第4……更に困難な問題を導入する可能性もある

生命法案の場合、「人間の生命は受精の瞬間に始まり、その時点から胚は人権をもつ⁸⁸」としており、このことはヒトの発生学などの基礎研究にも大きな打撃を与えることになる。このようになれば、受精を経ない形で生命をスタートさせる、クローニングや処女生殖といった方面に研究の活路を見出す研究者も増えてくるだろう。胎児に人権を認め、中絶をストップさせるための生命法案は、いろいろな形で一層困難な倫理的、道徳的問題を提供することにもなりかねない。クローニング、処女生殖などということが実現したら、受精卵どころか、体細胞や卵子にまで人権を認めなくてはならないことになるだろう。

⑦ 親の権利を重視した場合の問題点の第2……胎児が成長した時点で問われる責任

人間の生命操作は物質の操作と異なり、操作された生命が人間に成長するというのを忘れてはならない。技術をもって生命に操作を加える場合、操作を加える側の権利と並んで、操作を加えられる側の権利も尊重すべきであり、これを無視するなら生命操作の乱用を防ぐことはむづかしくなるだろう。この問題は世代を越えた人間と人間の関係の問題である。

人工受精は他の生命操作に比べ、比較的長い歴史を有するので、いくつか具体的問題が現れて来ている。唄孝一東京都立大学教授によると、「生まれ

て来た子供がその親に対して、自らのロングフル・ライフ (wrongful life) に対する賠償を請求するというふうな問題も出てきております。従来、損害賠償というと、ロングフル・デスを損害とするものでしたが、今やライフ自体を損害とするもので……あります⁸⁹」というような事態も生じて来ている。

このようなことと並んで先天異常に対しても、「重大な障害のある胎児を出生せしめることがその者の不幸でもあり、それを取り巻く社会の不運を助長するのではないか、との疑惑も真剣な考慮に上っている⁹⁰」ことも事実である。単に胎児の生命を重視するだけでは不十分で、生命の質を問題にしない限り胎児の人格を保障したことにならないのではないだろうか。ベントリー・グラスはこのような意味から、「未来社会では、いかなる親といえども、奇形児や遅滞児のために社会に負担を掛ける権利をもなくなるだろう。すべての子供は必要かつ十分な教育を受ける権利および健全に養育される権利をもつ⁹¹と同様に、健全な遺伝的遺産を受け継ぐ不可侵の権利をもっている」と述べている。

4. むすび

生命操作と人権という問題について、胎児の人権を認める立場と、親の決定権を重視する立場とを比較し、それぞれの孕む問題点を論じた。どちらか一方に片寄った考え方は不十分であることは明白であるが、現実的な状況においては、親の決定権を重視しつつ、胎児、それに人類社会のすべてにとって最良の策をとるしかないだろう。

生命操作と人権の問題は人類的課題であり、専門家、非専門家を問わずあらゆる人が自らの課題として取り組むべき問題であり、科学をふまえた道徳的解決をつけなくてはならない。

最大の問題は、人間とは、あるいは人間的生命とは、という問に対するトータルな理解が得られていないことにある。自然科学のみならず、宗教的、倫理的、社会的観念を幅広く含んだ人間的生命との取り組みが必要な時期に来

ている。現在は、トータルな人間的生命の理解なしに、生命の尊厳とか、生命操作の是非とかいう問題を現実からつきつけられ、価値判断の下せない空白期間を経験しているといえよう。

最も望ましい解決方法は、親にもよく、胎児にもよく、人類社会にもよいという選択であることは明白である。これをいかに現実場面で実現していくかが問われている。

注

- (1) 大野乾「無駄から卵」『科学』Vol. 51, No. 4 (1981) p. 196.
- (2) 「人間に及んだ遺伝子操作」『自然』Vol. 36, No. 1 (1981) p. 28.
- (3) 「ヘルマン・J・マラー精子銀行」『自然』Vol. 35, No. 6 (1980) pp. 21—22.
- (4) George J. Annas, Contracts to Bear a Child: Compassion or Commercialism? The Hastings Center Report, Vol. 11, No. 2 April 1981, pp. 23—24.
- (5) 「豪でまた体外受精児」朝日新聞 昭和56年6月21日.
- (6) ロバート・タック『遺伝子操作』東京化学同人(1978) p. 12.
- (7) 「クローン魚も誕生」『自然』Vol. 36, No. 9 (1981) pp. 20—21.
- (8) T・ハワード、J・リフキン『遺伝工学の時代』岩波現代選書NS(1979) pp. 150—152.
- (9) 「クローンマウスの誕生」『自然』Vol. 36, No. 3 (1981) pp. 20—21.
- (10) 「正真正銘のクローンマウス」『自然』Vol. 36, No. 7 (1981) pp. 24—25.
- (11) 岡田善雄「コピー人間にも道」朝日新聞 昭和56年1月5日.
- (12) 岡田節人『試験管の中の生命』岩波新書(1976) pp. 190—191.
- (13) 同(9), pp. 155—157.
- (14) 同(9), p. 162.
- (15) 「中絶は殺人」読売新聞 昭和56年7月11日.
- (16) 『週刊朝日』医療問題研究グループ『どこまで医者を信じられるか』講談社(1981) p. 258.
- (17) D. G. リグレ『生命の操作』培風館(1981) p. 115.
- (18) 同(16), pp. 257—258.
- (19) 「医師、親が放置」朝日新聞 昭和56年6月9日.

- (20) 「シヤム双生児“殺人未遂”事件、証拠不十分で公訴を棄却」朝日新聞 昭和56年7月18日.
- (21) 湯美和彦「人工臓器とバイオエシックス」『理想』第579号(1981) p. 91.
- (22) 千葉正士「生命観と法律」自由人権協会編『現代の人権』日本評論社(1978) p. 17.
- (23) 「生命法案に揺れる米国」『自然』Vol. 36, No. 9 (1980) p. 24.
- (24) 植松正「人間の生死——一法学徒の思索」『理想』第577号(1981) pp. 54—55.
- (25) But Is It a Person? Newsweek Jan. 11, 1982, p. 42.
- (26) 同(23)
- (27) 同(26), pp. 260—261.
- (28) 同(23)
- (29) 唄孝一「ライフ・サイエンスと法」『ライフ・サイエンスの進歩、第2集』春秋社(1975) p. 88.
- (30) 同(24), p. 49.
- (31) 同(27), pp. 120—121.